

藤塚新田自治会会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は藤塚新田自治会と称し、事務所を自治会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会は市の行政に参画し、地域の発展と会員相互の親睦と福利を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 広報かすかべ、議会だより、公民館だより等の配布。
2. 可燃物、不燃物の収集協力。
3. 自治会役員会（班長会）を中心とする住みよい地域づくりを行うとともに、公民館活動への参加、各スポーツ、子供会、老人会、婦人会、小中学校 P T A 等に対する協力、福祉事業に対する協力。
4. 親睦を図るための練習会の開催（カラオケ・民謡踊り等）
5. 親睦会の開催、シルバー会食会・もちつき大会等の開催
6. 集会所の運営と補修

(組織)

第 4 条 本会は藤塚新田地域内に居住し、本会の主旨にするものをもって組織する。

1. 本会の運営を円滑にするため、21 班に分ける。

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 自治会長 | 1 名 |
| 2. 自治会副会長 | 3 名 (い) |
| 3. 藤塚香取神社氏子代表 | 2 名 |
| 4. クリーンかすかべ推進員 | 4 名 |
| 5. 地域防犯推進員 | 5 名 |
| 6. 藤塚小学校通学区域見守隊員 | 23 名 |
| 7. 子供会会長 | 若干名 |
| 8. 班長 | 21 名 |
| 9. 会計及び書記 | 2 名 (あ) |
| 10. 顧問（自治会長選出） | 若干名 |

(その他関係役員)

- | | | |
|-----------|---------|--------------|
| 1. 保護司 | 2. 民生委員 | 3. 小学校 P T A |
| 4. 農業関係役員 | 5. 檀家総代 | |

(役員選出)

- 第 6 条 役員選出は2月の第2日曜日とし、班長の推薦によって決める。
1. 会長の任期は2年とする。(但し役員の過半数以上の同意が得られた場合は、再任を妨げない。)
 2. 役員任期は2年とし、班長は1年とする。

(役員会)

- 第 7 条 班長会は毎月2日の夜行うものとする。
1. 12月は全役員協議会と懇親会とする。
 2. 4月は、全役員新旧役員会とする。原則として第2日曜日とする。
 3. ごみ置き場の清掃は会員の当番制によって行う。
 4. 役員会は、班長の当番制によって行う。

(会計)

- 第 8 条 会費は月額200円とし、5月・10月の2回、(又は、5月に1年分)班長が徴収するものとする。
1. 決算報告は、4月の全役員会総会において行う。

(公園管理)

- 第 9 条 第13公園・第15公園の管理は、自治会と自治会長の責任において行ない、その費用は市の補助金によるものとする。

(入会金)

- 第10条 本会に入会する者は、入会金及び家族票を自治会長に申し出するものとする。
1. 入会金は3,000円とし、申し出のとき納入する。
- (但し、貸家に入居する者については、入会金1,500円とする。)

(実費支給)

- 第11条 役員が公務で研修・講習会等に出席した場合は、実費を支給するものとする。

(備考)

- 第12条 会則は必要に応じ検討及び訂正し、原則として5年ごとに再検討するものとする。
- 第13条 藤塚新田自治会集会所使用規定(備品を含む)は別に定めるものとする。

付 則

- この会則は、昭和58年4月1日より施行する。
- この会則は、平成2年7月1日より一部改定し施行する。
- この会則は、平成11年4月1日より一部改定し施行する。
- この会則は、平成19年4月1日より一部改定し施行する。
- この会則は、平成25年4月1日より一部改定し施行する。(あ)
- この会則は、平成28年4月1日より一部改定し施行する。(い)